

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年11月26日第16回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋
鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

石堂季男

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 議案第4号 買受適格者証明願いについて

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第16回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ここからは座って進めさせていただきます。本日は、10番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)議事は座ったまま進行させていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、2番梶原委員、3番浦元委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。資料の1頁をお開き下さい。所有権移転、件数3件、筆数19筆、面積36,727㎡、田8,480㎡、畑28,247㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の14濱脇が説明をいたします。議案第1号順位1について説明をいたします。去る11月22日午後1時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積316㎡。同字、地番〇〇〇〇、地目畑、面積102㎡。同字、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積1,973㎡です。譲渡人、住所 愛知県〇〇〇〇〇〇〇〇丁目5番地の134、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇集落の〇〇さんの〇〇〇〇から西側へ〇〇m程行った圃場整備内の左側の畑でございます。調査の結果、本人は高齢でしたが、娘さんの〇〇〇〇さんと一緒に耕作をしたいということでした。労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しく願いをいたします。

(議長)事務局から補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の3番浦元委員の説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番浦元です。議案第1号順位2について説明いたします。去る11月19日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積699㎡、同大字、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積2,941㎡。同字、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積6,085㎡。同字、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積6,587㎡。同字、地番〇〇〇〇、地目畑、面積3,674㎡。同大字、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積302㎡。同大字、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目田、面積633㎡。同字、地番〇〇〇〇-7、地目畑、面積1,014㎡。同字、

地番〇〇〇〇，地目畑，面積 1,305 ㎡。同大字，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－1，地目畑，面積 2,687 ㎡。同字，地番〇〇〇〇－2，地目田，面積 2,175 ㎡。同字，地番〇〇〇〇－3，地目田，面積 2,496 ㎡。同大字，字〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積 870 ㎡。同大字，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－1，地目田，面積 920 ㎡。同大字，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－1，地目田，面積 1,084 ㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地 1，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が息子へ贈与，譲受人が父より受贈となっております。場所については，〇〇〇〇の前に〇〇〇〇がありますが，その角を上がっていくと〇〇〇〇があります。その南側にあるのが字〇〇です。そこをさらに進み，〇〇〇集落のゲートボール場の横を〇〇〇〇の方へ〇〇 m 程進んだところが字〇〇〇〇です。さらに進みますと，〇〇〇〇の前，西側の谷沿いに字〇〇，字〇〇〇，字〇〇と続きます。字〇〇は，〇〇〇〇から県道を〇〇の方向へ〇〇 m 程行きますと，〇〇〇〇さんの家がありますが，その前の谷の中にある田です。また，県道を〇〇〇から〇〇〇〇方向に進み，〇〇〇の方へ行きますと，〇〇〇に続く広域農道があります。その農道を上がって行きますと，〇〇〇〇さんの家があります。その東側に，字〇〇〇と字〇〇〇が点在しております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位 3 について，担当調査委員の 2 番梶原委員の説明をお願いします。

(2 番委員)はい，2 番梶原です。議案第 1 号順位 3 について説明いたします。

去る 11 月 16 日，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 864 ㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地 1，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地 8，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が農業廃止，譲受人が経営拡張となっております。場所については，〇〇〇〇から〇〇〇〇グランドの方へ向かい，〇〇〇の筋を入れていくと，字〇〇〇です。そこから〇〇 m 程行った左上の畑です。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転3件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の4頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第4条申請順位1について説明いたします。申請人 ○○○○さん。住所 中種子町○○○○○○番地。申請地、大字○○，字○○○○，地番○○○○番，○○○○番1，地目畑，地積○○○○番が 1,438 m²，○○○○番1が 808 m²，合計で 2,246 m²です。転用目的，その他，倉庫・車庫及び資材置き場。申請理由といたしまして、農業用機械や肥料等を保管する倉庫・車庫の建築及び資材置き場として、申請地を利用したいというものです。実現性はありと思われれます。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地内の第2種農地、その他の農地に該当すると思われれます。農振農用地であります。ただ今除外申請を提出しております。棟数・面積等については、車庫・倉庫・資材置場で 246.74 m²となっております。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の9番、鳥居委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番鳥居です。議案第2号、農地法第4条申請の順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般11月12日午前10時00分より濱脇会長、花野委員、事務局、申請人の○○○○さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、○○集落内の○○○○さん宅より西へ○○ m 程行ったところの左手になります。申請人は、○○集落で農業を営んでおります。農業用機械や肥料等を保管する倉庫・車庫が不足しているため、申請地を利用したいということです。申請地の北側は町道、南・東側は山林です。西側については、畑がありますが、高い法面となっております。○○○○番地1につきましては、平成27年10月に農地法第3条の許可を得た土地です。しかし、周りを山林に囲まれ、日照不足で、作物が十分に生育をせず、今般やむを得ずこの申請となったという理由書及び被害防除計画も提出されております。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。資金計画においても、金融機関の残高証明

書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、5頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請の順位1について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地1。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地1。申請地、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積788㎡。転用目的といたしまして、その他 事務所・倉庫・資材置場となっております。申請理由につきましては、申請人は現在〇〇〇〇・〇〇〇〇等の設置及び入れ替えを行うサービス業を営んでおりますが、使用している事務所を借主の都合により立ち退かなければならなくなったため、今般申請地を購入し、事務所敷地等として利用したいというものです。金融機関の融資証明書も添付され、実現性はありと考えられます。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地内の第2種農地(市街地近接農地)と考えます。農振農用地内ではありますが、ただ今除外申請を行っております。棟数・面積等につきましては、事務所・倉庫で66.34㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長) 次に、順位1について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員) はい、11番鮫島です。議案第3号、農地法第5条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般11月12日午前9時30分より、濱脇会長、中崎委員、山口推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所については、〇〇〇の〇〇〇に、今は使われていない〇〇〇〇の〇〇〇〇があります。その畑の東側の隣の畑です。申請人は、〇〇〇〇・〇〇〇〇の設置及び入れ替えを行うサービス業を営んでおりますが、現在使用している事務所を立ち退かなければならなくなり、今般申請地を購入し事務所敷地等として利用したいということです。申請地付近の北側は水路、南側は他人名義の雑種地・宅地であり、西

側については他人名義の農地であります。東側については、公道に面しております。周辺の農地へも被害が及ばないように被害防除計画、排水計画も添付されております。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。資金計画においても、金融機関の融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われまます。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第4号「買受適格証明願いについて」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい、6頁をお開き下さい。議案第4号、買受適格証明願いについて説明いたします。競売事件名、平成29年(又)の第29号。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番48、地目畑、面積1,682㎡です。もう一件が、競売事件名、平成29年(ケ)の第36号。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番地35、地目畑、面積6,234㎡です。申請人につきましては、鹿児島〇〇〇〇〇〇1812番地1、〇〇〇〇さん。申請人からの営農計画書を7頁から8頁に添付してあります。また、申請人の耕作証明、住民票、保有設備等の詳細も申請書に添付されております。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(事務局長) 私の方から若干補足説明をさせていただきます。今回の買受適格証明願いにつきましては、鹿児島〇〇〇に住んでいる方が農地を取得したいということで、今までにない事例でございます。農業委員会としては、これについては3条申請と同じで、申請をした方が取得した農地で営農をするかどうか、それが適格かどうかを確認をしていただくこととなります。資料の8頁にも営農計画書がありますが、実際にどのような内容であるのかということを確認させていただきましたところ、初年度は鹿児島からフェリーで機械を輸送するとのことでした。二連マルチロータリー等も所有しているということでございました。苗については、〇〇〇〇に依頼するというので、今後の話だそうです。植え付けについては、現在は、鹿児島からアルバイトが3名来てするという計画だそうです。防虫、草等の管理につきましては、委託

という形でしていきたいとのことでした。収穫等については、依頼をする形で、収穫した物は鹿児島に全て配送し、焼き芋加工等して販売するということでした。この方は鹿児島〇〇〇で米を作っている方でございます。初めてのケースですので、慎重にご審議いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

また、これについては私の方も初めてのケースですので、鹿児島県の〇〇〇〇と〇〇〇〇に確認をしております。鹿児島〇〇〇に住んでいることだけを理由に、適格でないという判断をするのは適切ではないとのことでした。農業委員会では、申請人がどのように農業をするのかの確認をするべきだとのことです。本件は鹿児島〇〇〇だから不適格だということとは言えないということですので。距離を問題に不適格という判断は適切ではないとの助言を受けたところでございます。宜しくお願いします。

(議長) 只今、事務局長の方から説明がありました。質疑・意見はありませんか。

(12番委員) 競売ということですが、字〇〇〇の〇〇〇〇さんの畑については、前は別の方が競売で買われています。字〇〇〇の〇〇〇〇さんの畑については、近くの別の方が買う予定などはないのでしょうか。

(事務局長) 今のところ、この土地についての買受適格証明願いの申請は1件だけで、他の方からは出ておりません。

(1番委員) 競売に関しては、どのような方法で公表されるのですか。インターネットだけですか。

(事務局長) 競売に関しては、基本的には裁判所から広報などを通じても出ておりますし、ネットにも出ております。見る方には広く知られてはいるのですが、知らない人は知らないという状況でもあります。

(1番委員) 地元の人には、情報が入ってきていないのではないかと思います。

(12番委員) 競売があった時には、その地区の農業委員などにも伝えてもらって、地区で農地を広げたい人がいれば、情報を提供していくということも必要なのではないかと思います。各地区に担当がいるわけですから、農業委員として情報を提供するくらいはしてもいいのかなと思います。

(議長) 今議論しているのは、買受適格証明願いが許可できるかどうかでありますので、他の方への競売物件の情報提供の方法とは分けて審議をお願いしたいと思います。

(1番委員) 分けて考えてということでしたが、今回の申請者は鹿児島の方で、距離で不適格とはできないということですが、私としてはできれば地元の方にまず買受していただきたいと思います。地元の方で買受したい人がいないとなった時には、地元以外の方。そういうことができないのかなと思います。

(事務局長)ご意見は当然とは思いますが、競売物件については法定手続きに基づいて広報しております。農業委員会として今後すべきこともあると思いますので、それについては改めて考えたいと思います。そのような手続きを踏まえておりますので、ここではそれがおかしいということとは言えませんので、申請についての審議をお願いしたいと思います。これは、競売に参加するための資格を有するかどうかを審議するものです。競売を落とすかどうかは、その先の話になります。

(6番委員)競売というのは、知っている人は知っているし、知らない人は知らないものです。農地を買い受けたい人は、よく確認をしております。それはそれで、いいのではないかと思います。今後、種子島も過疎化が進んだり人口が減少してきますから、このようなケースも出てくると思います。鹿児島の方が種子島で農業をする形も取り入れる必要があるかと思います。競売で落札した場合には、経過をみる必要はあると思います。今回は許可をした方がいいと思います。

(議長)ありがとうございました。只今、6番委員からこの案件については許可した方がいいのではないかという発言がありました。反対意見はございますか。

(委員)ありません。

(議長)これから、採決を行います。議案第4号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「買受適格証明願いについて」は、許可することに決定しました。

次に、日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の9頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数2件、筆数10筆、変更面積13,356㎡、契約年数5年の合意解約であります。詳細につきましては、10頁から13頁に添付してあります。ご審議の程を宜しくお願いします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

次に日程第8、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の14頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計

画について説明いたします。平成30年11月30日を公告日とする
利用権設定、所有権移転3件、筆数9筆、賃貸借権5件、筆数10筆、
面積 26,108.23 m²の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めま
す。詳細につきましては、15頁から34頁に添付しております。な
お利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、所有権移転順
位2、3につきましては、農業用施設を建設するという目的でありま
す。事業計画・融資証明書等の転用に必要な書類も同時に提出されて
おります。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承
認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画
について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30
年第16回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者